

関島社会保険労務士事務所便り

2010年
3月号

社会保険労務士・行政書士
関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 13

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-0404

HP: <http://srseki.mine.nu>



協会けんぽ保険料と介護保険料の引き上げ

この4月納付分より

協会けんぽ（旧政府管掌健康保険）の健康保険料と介護保険料がこの4月納付分より表のように引き上げになります。

		現行	新
健康保険料率	東京	8.18%	9.32%
	埼玉	8.17%	9.30%
	千葉	8.17%	9.31%
	茨城	8.18%	9.30%
介護保険料率	全国一律	1.19%	1.50%

（保険料は労使折半で負担。介護保険は40歳以上65歳未満の場合に負担します。）

全国平均では、現行の8.2%（労使折半）から9.34%への引き上げになります。保険料がもっとも高いのは北海道の9.42%。最も低いのは長野の9.26%です。

月収が28万円の被保険者には月額1,600円（介護保険料を含め2,000円）の保険料負担増で、賞与も含めた平均的年収370万円の場合、年21,100円（同26,800円）もの負担増になります（事業主も同額の負担増）。

こうした負担増は、不況による給与の減少と保険加入者の減少により保険料収入が大幅に落ち込んだためと説明されています。

保険料収入が落ち込んだため、政府は協会けんぽへの国庫補助率を保険給付費の13%から16.4%に引き上げるとしています。

しかし、この引き上げに必要な1800億円(2010年度は1200億円)のうち、半額程度の約910億円（2010年度は610億円）を大企業等のサラリーマンが加入する健康保険組合や公務員が加入する共済組合に負担させることにしました。

このことに健保組合から強い反発が出されました。そこで、健保組合の高齢者医療への拠出金の負担軽減を図るための助成金を160億円程積み増しし、現在の倍の規模にするとして健保組合への負担増を押し切りました。

いずれにせよ、こうした小手先の方策ではもはや乗り切れないところにきているといえましょう。

病気や事故で障害を負ったとき

障害年金は強い味方 保険料未納に注意

障害年金は、傷病によって日常生活や働くことに支障が出る場合に支給される年金です。うつ病やガン、糖尿病などでも症状が重いとときに支給されることがあります。

障害基礎年金と障害厚生年金

障害年金は、国民年金から支給される障害基礎年金（1級～2級）と、厚生年金から支給される障害厚生年金（1級～3級）があります。

障害年金の三つの受給要件

病気やケガで障害となったとき障害年金が受けられるには次の三つの要件を満たしていることが必要です。

- ①病気やケガの初診日に国民年金か厚生年金の被保険者であったこと。
- ②障害認定日に障害の程度に該当していること。
- ③保険料の納付要件を満たしていること。

どの程度の障害なら

障害等級に該当するかどうかは、障害の原因となった傷病で最初に診察を受けた日（初診日）から1年6か経過した日、またはそれ以前でも傷病が治った日に判断されます。この日を障害認定日といいます。傷病が治った日というのは、傷病が完治した場合だけでなく、これ以上治療してもよくなる場合も含まれます。

また、障害認定日に障害等級に該当しなくても、その後65歳に達するまでの間に、症状が重くなった場合は、再度申請することができます。

障害等級の認定は医師の診断書により決定されます。そのため、医師に正確に症状

を書いてもらうことが大切です。

等級	障害の程度
1級	日常生活では他人の介助が必要であり、活動範囲が家の寝室や病室のベッドの上に限られる。
2級	日常生活が困難で、活動範囲が家屋内や病室内に限られる。
3級	労働が著しく制限されるか制限を加えることが必要である。

保険料の納付要件

障害年金がもらえるには、初診日の前日に保険料納付済期間及び保険料免除期間が全加入期間の2/3以上あること、もしくは初診日の直前1年間に保険料の未納期間がないことが必要です。

障害年金の額

国民年金	厚生年金
障害基礎年金1級 =990,100円 障害基礎年金2級 =792,100円	障害厚生年金1級=障害厚生年金2級の1.25% 障害厚生年金2級=障害厚生年金3級の額 障害厚生年金3級=報酬比例部分の年金額（最低でも594,200円）
●受給者に18歳未満の子がいるときは第1子第2子とも227,900円、第3子以下各75,900円の加算があります。	●1級と2級の受給者に配偶者がいるときは配偶者加算=227,900円があります。 ●1級または2級の受給者には障害基礎年金1級または2級の額が併せて支給されます。

いま、お勧めの助成金

助成金は返済不要

1 売上高や生産量が減少した事業主への助成金

名称	主な条件	助成金額
中小企業緊急雇用調整助成金 (雇用調整助成金) 従業員を休ませることで事業主が支払う休業手当が助成金として支給されます。	1、売上高又は生産量などの減少が次のいずれかであること ①最近3か月間の月平均値がその直前又は前年同期に比べ5%以上減少していること。 ②最近3か月間の月平均値がその直前の月又は前年同期に比べ減少しており、前期決算の経常利益が赤字であること。 ③最近3か月の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少しており、前期決算の経常利益が赤字であること。 2、雇用保険被保険者の全日以上休業または事業所全員一斉の短時間休業を行う事業主であること。	●事業主が従業員（雇用保険被保険者に限る）に支払う休業手当のほぼ全額 例 従業員数10名、平均月給30万円の会社が全員一斉に10日の休業をしたとき 休業手当の額 600,000円 助成金の額 736,400円 ●支給限度休業日数 1年間 200日以内 3年間 300日以内 （同一日に1人休業させても全員を休業させても休業1日としてカウントされます。）

2 65歳以上の定年制実施または定年制を廃止する事業主への助成金

名称	主な条件	助成金額
定年引上等奨励金 60歳以上の従業員がいる事業所はご検討下さい。	定年制を改め、次のいずれかを実施する事業主であって、1年以上勤務する60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること ①65歳未満の定年を70歳以上の定年への引き上げまたは定年制の廃止 ②希望者全員70歳以上までの継続雇用制 ③65歳以上70歳未満定年を70歳以上定年	雇用保険被保険者が10人以上100人未満のとき（括弧内は9人未満のときの助成金額） ①のとき 120万円（80万円） ②のとき 60万円（40万円） ③のとき 60万円（40万円）

3 安定所の紹介で60歳以上の人などを雇入れる事業主への助成金

名称	主な条件	助成金額
特定求職者雇用開発助成金	職業安定所の紹介で60歳以上65歳未満の人又は母子家庭の母を雇入れる事業主	通常労働者として1年雇用したとき 90万円 短時間労働者として1年雇用したとき 60万円

問い合わせ・申請は 関島社会保険労務士事務所へ 電話 03-3609-7668 FAX03-3609-0404

●事後納付期間 10 年で無年金者 40 万人救済

厚生労働省は、国民年金の未納保険料を過去に遡って納付できる期間を現行の 2 年から 10 年に延長する国民年金改正案を今国会に提出する予定。事後納付期間を 10 年に延長すれば、無年金となる人を最大 40 万人救済できるとの推計を発表した。(2 月 27 日)

●飲食店・ホテル等の「全面禁煙」

厚生労働省は、従来の分煙対策では不十分だと判断し、不特定多数が利用する施設（飲食店、遊技場、学校、病院、官公庁、ホテル、百貨店等）、鉄道やタクシー等の交通機関などについて、原則として全面禁煙とするよう求める通知を都道府県などに対して出した。なお、通知に違反しても罰則はない。(2 月 26 日)

●集団的労使紛争が前年比 3 割増加

中央労働委員会は、2009 年における集団的労使紛争に関するあっせん・調停が 733 件（前年比 32.7%増）となったと発表した。賃金・解雇関連の紛争が目立っている。また、個別労働関係紛争は 534 件（同 20%増）となり、整理解雇・賃金未払い・労働条件関連の紛争が目立つ。(2 月 25 日)

●複数科受診でも高額療養費利用可能に

厚生労働省は、高額療養費制度を使いやすくするため今年 4 月以降、複数の診療科を受診した場合に、医療費を月ごとに 1 枚の診療報酬明細書（レセプト）にまとめる方式を採用する。これにより、同じ病院で月の窓口負担が 8 万 1,000 円を超えた場合、同制度を利用できるようになる。(2 月 22 日)

●「夫婦別姓」が柱の民法改正案が明らかに

千葉法務大臣は、「選択的夫婦別姓制度」導入が柱となる民法改正案（今国会提出予定）を明らかにした。女性の結婚年齢の引上げや再婚禁止期間の短縮、婚外子に対する相続差別の解消、裁判で離婚が認められる原因への「5 年以上継続して別居した場合」の追加なども盛り込まれている。(2 月 20 日)

●1 カ月あたりの平均給与が 3 年連続減少

厚生労働省が「毎月勤労統計調査」（従業員 5 人以上）を発表し、2009 年における平均現金給与総額は 1 カ月あたり 31 万 5,294 円（前年比 3.8%減）となったことがわかった。平均給与が減少したのは 3 年連続。(2 月 17 日)

●診療明細書の無料発行を義務付け

中央社会保険医療協議会（厚生労働大臣の諮問機関）は、2010 年から、患者が受けた医療の詳しい費用の内訳を示す「診療明細書」をすべての患者に無料で発行することを医療機関に義務付ける方針を決めた。全患者への無料発行が義務付けられるのは、レセプト請求を電子化しているすべての医療機関。(2 月 5 日)

●公的年金の支給額 4 年連続据置き

厚生労働省は、2010 年度における公的年金支給額について、2009 年度と同額に据え置くことを発表した。据置きは 4 年連続で、国民年金は 1 人あたり月額 6 万 6,008 円、厚生年金は標準的な夫婦 2 人世帯で月額 23 万 2,592 円。(1 月 30 日)